

● 調査先における対応状況（写真編）

【課題①】労働基準監督署窓口の環境改善

《掲示・案内板》

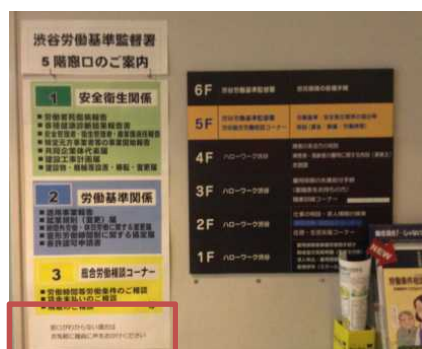
〔郡山署の正面入口案内板〕



〔渋谷署の庁舎入口案内板〕



〔渋谷署の事務室入口案内板〕



窓口がわからない場合は
お気軽に職員に声をおかけください

〔渋谷署の番号札案内〕



〔名古屋北署の案内板〕

名古屋北労働基準監督署業務案内	
受付	初めて来署された方は受付へお越し下さい
労働基準課	労働基準法、最低賃金法等の諸届 賃金・解雇等の労働条件の申告・相談
安全衛生課	安全衛生関係の諸届・相談 ボイラー・クレーン等の諸届・検査
労災第1課	労災保険の各種給付請求書の受付・相談 交通事故等の受付・相談
労災第2課	労災保険の加入手続 労災保険料の納入
業務課	庶務・経理 庁舎の管理

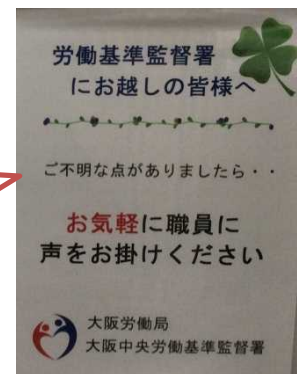
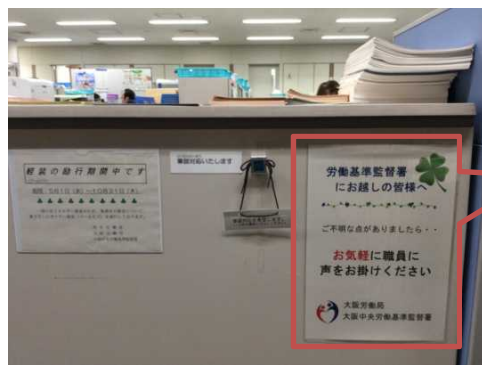
〔名古屋北署の事務所内中央通路〕



〔大阪中央署の案内板〕



〔大阪中央署の事務所内受付〕



〔広島中央署の事務室内受付表示〕

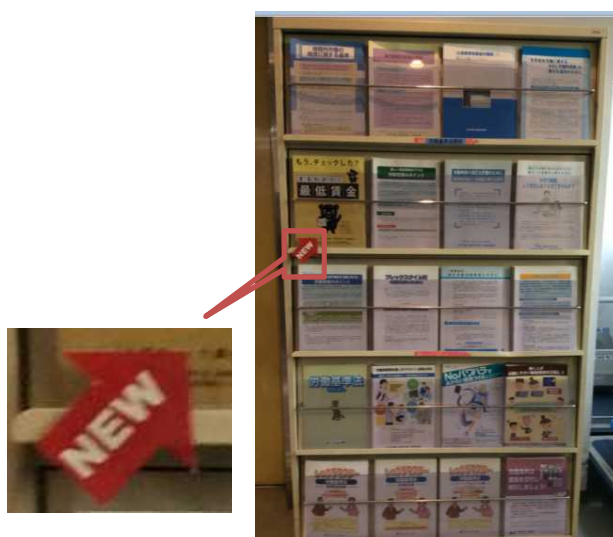


〔広島中央署の案内板〕



《ポスター・リーフレット》

〔渋谷署のリーフレットスタンド〕



〔大阪中央署のリーフレットスタンド〕



〔広島中央署のリーフレットスタンド〕



「最終（補充してください）」



【課題②】 労働者からの相談への的確な対応

〔労働基準関係情報メール窓口〕

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

文字サイズの変更: 標準 | 大 | 特大

労働基準関係情報メール窓口

1. 皆様がお勤めになっている職場や、御家族・知人のお勤めになっている職場において、長時間労働、賃金不払残業などの労働基準法等における問題がございましたら、職場の所在地を管轄する労働基準監督署や都道府県労働局に電話などで御相談いただくことができますが、開庁時間内に御相談になれない方などいらっしゃるから、メールでも情報をお寄せいただけたらといたしました。

2. お寄せいただいた情報は、関係する労働基準監督署へ情報提供するなど、業務の参考とさせていただきます。

3. できるだけ具体的な情報をお寄せください。なお、具体的な資料等をお持ちの場合は、別途、郵送等で職場の所在地を管轄する労働基準監督署にお送りいただくと助かります。

4. 以下の内容について御記入のないものは、関係する労働基準監督署に情報提供等できない場合がありますので、必ず情報提供内容欄に御記入ください。

[1] 会社(支店・工場等)名
[2] 会社(支店・工場等)の所在地
[3] 労働基準法等における問題の内容

※ お寄せいただいた情報を事業場に対して明らかにして良い場合には、その旨を情報提供内容欄に御記入ください。

記載例

- メールの内容を明らかにしてよい
- メールがあったことのみ明らかにしてよい

注意事項

[1] こちらでは、労働基準法等における問題に関する情報に限定してお受けしております。

[2] 氏名等を記入いただく必要はありません。

[3] 受け付けた情報に関する照会や相談に応じることはできませんので、予めご承知ください。

[4] 労働基準法等とは以下の法律です

○労働基準法 ○最低賃金法 ○労働安全衛生法 ○作業環境測定法
○じん肺法 ○賃金の支払の確保等に関する法律 ○国内労働法

[5] 具体的な事実について対応を求められる場合は、職場の所在地を管轄する労働基準監督署に御相談ください。

[6] 労働基準法の詳しい内容は、こちらへどうぞ。

注意事項

- [1] こちらでは、労働基準法等における問題に関する情報に限定してお受けしております。
- [2] 氏名等を記入いただく必要はありません。

〔労働条件相談ほっとライン〕

厚生労働省
労働条件相談ほっとライン
0120-811-610

労働条件相談ほっとライン

長時間労働や賃金不
払残業などのご相談
を夜間・土日に無料
でお受けします。

はい るうどう
0120-811-610

〔渋谷署のリーフレットによる周知〕



〔大阪局のホームページによる周知〕

大阪労働局
労働条件相談ほっとライン
0120-939-009

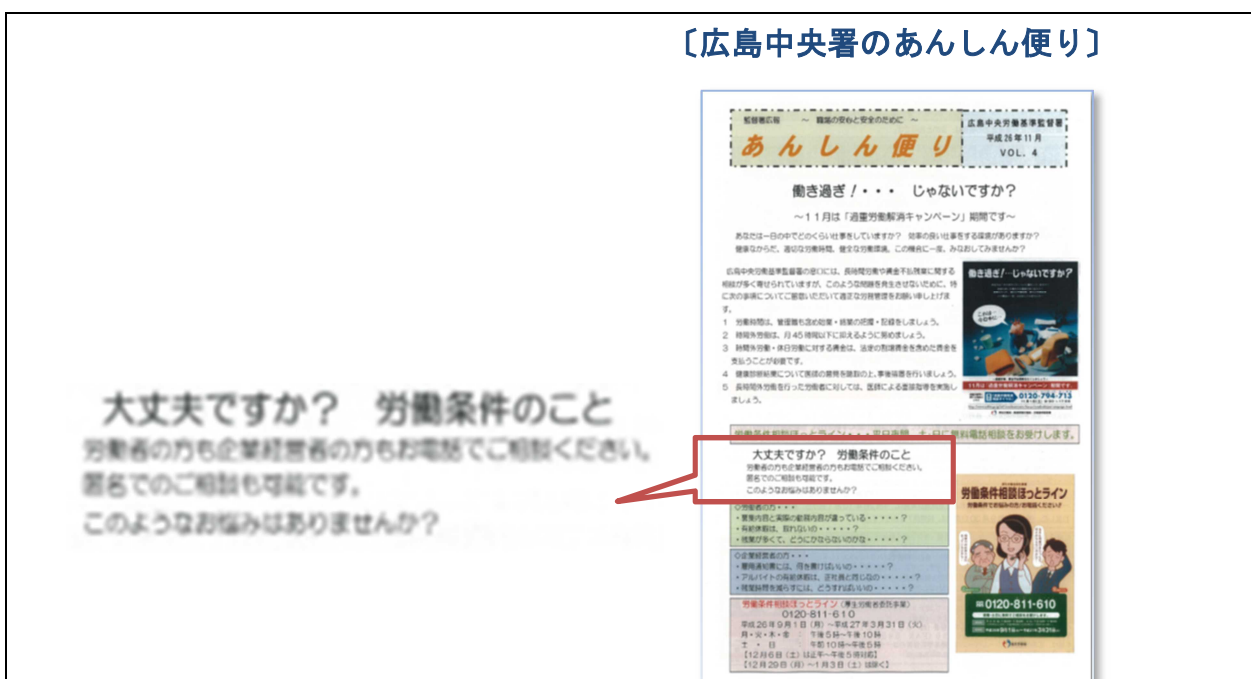
「職場のトラブルは、どこに相談
したらいいの？」
まずはこちらにご相談
ください！
総合労働相談ダイヤル
0120-939-009

労働基準関係
情報メール窓口

〔広島局のホームページによる周知〕



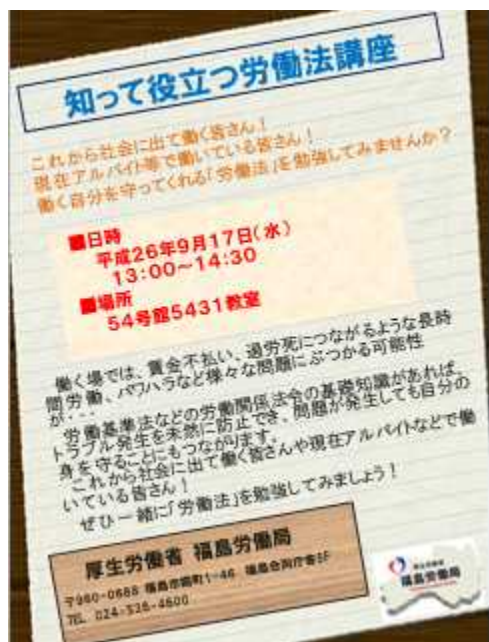
【課題③】 情報提供者の秘密の保護についての周知



【課題④】 積極的な法令周知活動の実施

《労働法制セミナーの開催》

〔福島局の労働法講座ポスター〕



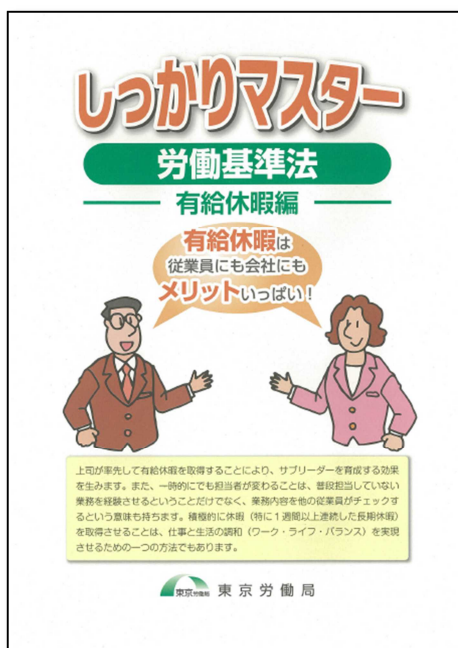
〔東京局の労働法制セミナー〕



〔大阪局の労働法制セミナー〕



〔東京局の法令周知用リーフレット〕



〔大阪局の法令周知用リーフレット〕



〔広島局英語版リーフレット〕

〔広島局中国語版リーフレット〕

～Instead of Worrying, Get a Consultation!～
(General Labor Consultation Corner Guide)

The Hiroshima Labor Bureau established the General Labor Consultation Corner to help foreign workers, such as technical intern trainees, resolve issues between labor and management such as bullying and harassment. Consultation on wages, work hours, and concerns regarding work conditions is also provided. (Consultations are also possible in Chinese, Portuguese, Spanish during the times listed below).

Come to the General Labor Consultation Corner first, so you don't worry alone.

Telephone reception hours are 9am to 5pm every day:
082-221-9286 (Japanese - English Monday-Thursday)
082-221-9242 (Portuguese, Spanish available every Wednesday and Friday, Chinese consultation available every Friday)
084-923-0005 (Chinese, Every Wednesday)

Location
6-30 Kami Kasebuchi Naka-ku
Hiroshima-shi
Bldg 2 5/F Hiroshima Common
Government Building
Hiroshima Labor Bureau,
General Affairs Department,
Planning Office
(inside Hiroshima Labor Bureau)

关于开设“外国入劳动者咨询窗口”的通知

広島労働局

広島労働局开设“外国入劳动者咨询窗口”提供有关劳动问题的中文咨询服务。

如有收到此类咨询？

例如下：

- 雇用工资
- 雇用加班费
- 突然解雇、但没得到解雇予告补贴
- 遣送工作事务但没得到遣送费用及失业的补偿
- 在签订劳动契约时、公司没有明确说明工资快速退社时劳动事务条件



● 咨询地点： 広島労働局 労働基盤課 庶務課
〒730-8558 広島市中区上八丁 6-50 広島合同庁舎 2 号館 3 樓
● 咨询电话： 082(221) 9242 ● FAX: 082(221) 2354

● 咨询时间： 星期五 上午 9 点 ~ 下午 5 点

外国人労働者相談コーナーのご案内

広島労働局では「外国人労働者相談コーナー」を設け、中国語で労働問題に関する相談を受け付けています。

来ようとする必要ありませんし、例え・・・

- 労働契約が成立しない
- 雇用主が支払えない
- 突然解雇されたのに、解雇予告手当が支払れない
- 派遣先で働かされたが、派遣費や帰国費用が支払れない
- 労働条件と違っていたのに、賃金や労働時間等が労働条件に明記されていない

● 所属先： 広島労働局 労働基盤課 庶務課
〒730-8558 広島市中区上八丁 6-50 広島合同庁舎 2 号館 3 樓
● 電話： (082) 221-9242 ● FAX: (082) 221-2354

● 受付時間： 毎週金曜日 午前 9 時～午後 5 時



〔郡山署作成リーフレット〕

〔名古屋北署作成リーフレット〕

[illegible][illegible]

資料 2-7

【課題⑦】 窓口でのプライバシーの配慮

〔福島局の総合労働相談コーナー〕



〔渋谷署の相談用個室〕



〔愛知局の待合コーナー〕



〔大阪中央署の相談専用ブース〕



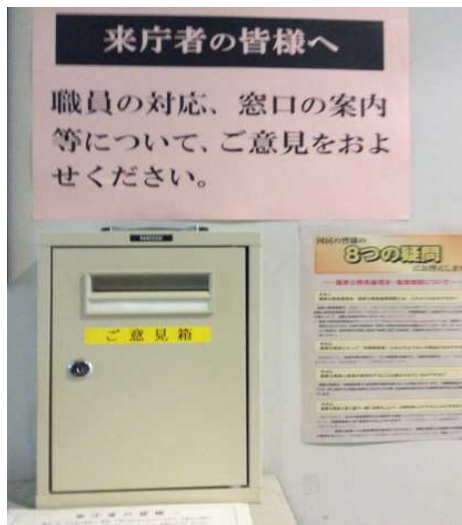
〔広島中央署の相談ブース〕



【その他の改善事項】（課題にはないが、自主的な改善が確認できたもの）

《意見箱》

〔渋谷署の意見箱〕



〔広島中央署の意見箱〕



《障がい者》

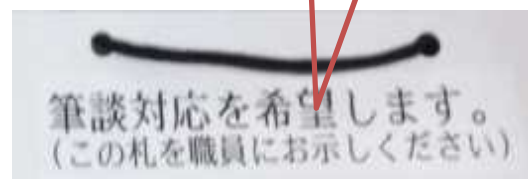
〔郡山署の庁舎入りロベル〕



〔渋谷署の庁舎入口のインターホン〕



〔大阪中央署の庁舎入口のほじょ犬シール〕



《その他》

〔大阪局の相談時間延長のお知らせ〕

厚生労働省・大阪労働局

大阪労働局企画室 総合労働相談コーナー におけるご利用時間延長のお知らせ

アシストうめだ総合労働相談コーナーの閉鎖に伴い、大阪労働局企画室総合労働相談コーナーのご利用時間を平成26年3月31日から18時まで延長することになりました。

大阪労働局企画室総合労働相談コーナー

ご利用時間 9:00 ~ 18:00 **休業日** 土・日・祝日、年末年始
(ただし、庁舎への入館手続は、17時45分までとなっています。)

所在地 大阪市中央区大手前 4-1-67
大阪合同庁舎2号館8階

電話 **フリーダイヤル (0120-939-009)**
(大阪府外及び携帯電話、IP電話等からはご利用できません。)
●フリーダイヤルにつながらない場合は、
06-7660-0072へおかけください。

(06)6949-6050(17時までご利用可)

